

出生届案内書

2019年5月1日から
令和になりました。

海外で子供が生まれた場合、出生届を管轄の大使館または総領事館、或いは本籍地役場に提出して親の戸籍に記載させる必要があります。届出には期限がありますので、期限内に提出してください。

1. 届出の期限

海外で生まれた子供の出生届の提出期限は、**生まれた日を含めて3ヶ月以内**です。期限を過ぎると受け付けることができないので注意してください。例えば、5月4日出生の場合、提出期限は8月3日になります。当館での届出日は、当館窓口で受付された日、または郵便が当館に到着した日となります。

時間外や休館日は受付できませんので、予め業務時間と休館日をご確認ください。

2. 日本国籍の取得

日本は父母両系血統主義なので、父または母が日本人であれば日本国籍を取得します。また、米国は生地主義なので、米国内で生まれた子供は通常米国籍を取得します。したがって、この2つの条件を満たしている場合は、日本国籍と米国籍の両方を取得することになります。ただし、上記期限内に出生届を提出し国籍留保の意思を日本側に示さなければ、**出生時に遡り日本国籍を失いますので**、必ず3ヶ月の期限は守ってください。

3. 二重国籍について

海外で生まれ、日本国籍留保をすると二重国籍になる場合があります。昭和60年(1985年)1月1日以後に重国籍となった日本国民は、20歳に達するまでに、どちらかの国籍を選択する必要があります。選択しない場合は、日本の国籍を失うことがありますので注意してください。日本国籍を選択する場合は国籍選択届または外国国籍喪失届を、外国国籍を選択する場合は国籍離脱届をそれぞれ提出してください。

4. 必要書類

- | | | | | | | |
|--|---|---|---|---|---|--------------|
| (1) 出生届書 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | 2通 |
| (2) 出生証明書(CERTIFICATION OF BIRTH/CERTIFICATE OF LIVE BIRTH) | | | | | | 2通 * 1通はコピー可 |
| (3) 出生証明書(要訳文) | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | 2通 |
| (4) 申述書(5. 申述書について参照) | | | | | | 1通 |
| (5) 日本人親の有効なグリーンカードまたは米国査証のコピー | | | | | | 1通 |
| 外国籍配偶者の氏を称している場合は、氏の変更を確認できる書類のコピーを同封してください。
(戸籍謄本・抄本や旅券の写真ページのコピー) | | | | | | |
| (6) 出生届が正しく登録されるために | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | 1通 |

* 当館備付書類については、当館までお越しいただくか、請求用紙と返信用封筒を郵送してください。

5. 申述書について

当館に出生届を提出する際、米国州政府発行の出生証明書(原本)の提出をお願いしておりますが、通常は出生場所が記載されていません。つきましては、米国州政府発行の出生証明書に加え、申述書に必要事項を記入し出生場所(病院の住所など)を証明できる書類(病院ホームページの住所ページのプリントアウトなど)のコピーを添付していただけるようお願い致します。

他に申し述べる必要のあることがありましたら、『1. 出生場所について』の下の空欄に記入をお願いします。父親の氏名はJohn Smith Jr. であるのに、John Smith としか出生証明書に記載されていない場合や、Ethan John Smith であるのに、Ethan J. Smith としか記載されていない場合等が考えられます。

6. 届出先と方法

当館の管轄区域はフロリダ州です。管轄外の公館へ届け出ること無効ではありませんが、国や州により法律や証明書の発行形態が異なることがありますので、原則管轄の公館へ届け出てください。

- 当館窓口へ提出する方法
必要書類、業務時間、休館日を事前にご確認の上、可能であれば予約を取ってください。
書類確認のために少々お時間をいただきますので、時間的に余裕を持って来館してください。
- 郵送により当館へ提出する方法
必要書類をご確認の上、当館住所をお間違えのないよう明確に記入し、期限に間に合うように発送してください。発送後、当館に届く頃にご連絡していただくことをお勧めします。
郵送中の損傷、紛失につきましては当館では責任を負いかねます。また、到着しない届についてはお手伝いできませんのでご了承ください。
- 本籍地役場に直接提出する方法
当館で受け付けた出生届が戸籍に記載されるまで、約1~2ヶ月を要します。子供のパスポートが至急必要な方は、本籍地役所の戸籍係にご相談の上、日本へ直接提出することをお勧めします。
郵送または日本在住のご家族による提出が可能ですが、詳細は本籍地役所にお問い合わせください。

7. 当館連絡先

Consulate-General of Japan / Koseki Section
80 S.W. 8th Street, Suite 3200
Miami, FL 33130
Tel: (305)-530-9090 Fax: (305) 530-0950 e-mail: ryoji2@mi.mofa.go.jp

記入上の注意

すべて日本語(漢字・ひらがな・カタカナ)で記入してください。(現住所の部屋番号を除く)。

黒ボールペンはまた黒ペンでしっかりと記入してください(青インク不可)。

訂正箇所は、二重線を引き、訂正し、捺印(拇印)が必要です(修正液、修正テープ不可)。

印および訂正印は印鑑または拇印を押してください(赤インクまたは黒インク)。

(1) 左上の届出日

郵送の場合は、届書を実際に記入した日を記入してください。窓口へ持参の場合は、窓口へ提出した日が届出日となります。平成の届書をお持ちの場合は、平成を二重線で引き、令和と訂正してください。

(2) 子の氏名

嫡出子(婚姻中の父母の間の子)は、戸籍上の父/母の氏を称します。例えば、鈴木さんが米国人男性スミスさんと婚姻した場合、2人の子の戸籍上の氏は鈴木となります。もし、鈴木さんが外国人との婚姻による氏の変更届を提出している、または家庭裁判所の許可を得ている場合、戸籍上の氏はスミスとなります。また、氏を鈴木スミスとしたい場合は家庭裁判所の許可が必要です。

嫡出でない子(婚姻関係のない男女の間の子)は、特別の場合を除き、日本人である母親若しくは父親の氏を称します。米国での婚姻が成立後も、婚姻届を日本側に提出していない場合は、至急婚姻届を提出してください。

子の名に使用できる文字は、常用漢字、人名漢字、カタカナ、ひらがなに限定されています。使用可能な文字を枠内に、誤解が生じないよう明確に楷書体で記入してください。アルファベットなどの外国文字や、中点、コンマなどの符号は使用できません。また、同一戸籍内で同じ名を付けることは基本的にできません。

ミドルネームがある場合は、ファーストミドルの順で記入欄の枠外に出ないように記入してください。子の名が戸籍に記載された後は、家庭裁判所の許可を得なければ変更できません。

子の名に使える漢字についての詳細は、下記のウェブサイトをご参照ください。

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji86.html>

米国出生証明書に記載された子の氏名と異なる氏名を出生届に記入する場合は、その他欄に次のとおり記入してください。

『出生証明書には、ラスト、ファーストミドルとあるが、日本の戸籍上は、外務太郎とする。』

『出生証明書には、ガイム、タロウとあるが、日本の戸籍上は、外務太郎とする。』

『出生証明書には、スミス、ジョンタロウとあるが、日本の戸籍上は、外務ジョン太郎とする。』

(3) 父母との続き柄

同一戸籍内にあるとないにかかわらず、父母を同じくする子について、生まれた順により、『長男/長女』『二男/二女』等と記載します(一男/一女は不可)。また、出生届を3ヶ月以内に提出しなかったり、他の理由で日本国籍を有していない兄弟がいる場合でも、その兄弟を含めて父母との続き柄が定まりますので、『二男/二女』等と記入した上で、出生届のその他欄に『長男/長女は国籍を留保しなかったため、日本国籍はありません』等記入してください。嫡出でない子についても、父の認知の有無にかかわらず、母が分娩した子の出生の順により、『長男/長女』『二男/二女』等と記入します。

(4) 生まれたとき

出生年月日及び生まれた時分については、出生届書の記載と出生(登録)証明書の記載が必ず一致していなければなりません。なお、生まれた年は元号(令和)で記入します。平成の届書をお持ちの場合は、平成を二重線で引き、令和と訂正してください。

出生届書記入の際は、24時間制ではなく、**12時間制で記入**してください。夜中の12時は午前0時、昼の12時は午後0時となります。

12:15AM⇒午前0時15分

12:15PM⇒午後0時15分

(5) 生まれたところ

住所は日本語で日本式に国名から番地までを正確に記入してください。**郡名は必ず記載**し、病院名と郵便番号は記入しないでください。

【例1】92 West Miller Street, Orlando, FL 32806

アメリカ合衆国フロリダ州オレンジ郡オーランド市西ミラー通り92番地

【例2】3030 West Dr. Martin Luther King Jr. Blvd., Tampa, FL 33607

アメリカ合衆国フロリダ州ヒルズボロ郡タンパ市西ドクターマーティンルーサーキングジュニア大通り3030番地

(6) 生まれた子の住所

生まれたところと同様に、正確に記入してください。**郡名、郵便番号は記載しない**でください。

世帯主は世帯(家族)の主宰者の氏名を姓、名の順に日本語で記入してください。外国人の場合は、『ラスト、ファーストミドル』の順にカタカナで記入してください。二世やジュニアはミドルの次に記入し、ファーストとミドルの間には『・』や『、』は記入せず、スペースを空けるか、そのまま続けて記入してください。

世帯主との続き柄は、世帯主が子の父または母の場合、『子』と記入してください。

(7) 生まれた子の父と母

日本人の父母については、戸籍に記載されているとおりの氏名を記入してください。外国人父母についても、戸籍に記載されているとおりの、『ラスト、ファーストミドル』の順にカタカナで記入してください。また、日本の戸籍上は『スミス、ジョンジュニア』であるが、出生証明書には『ジョン スミス』と記載されている場合、『スミス、ジョンジュニア』と『ジョン スミス』が同一人物であることを証明するための申述書を記入する必要があります。

婚姻届提出後に外国籍配偶者が氏名を変更したため、戸籍に記載されている氏名と異なる場合は、申出書の提出が必要ですので、戸籍係にお問い合わせください。

嫡出でない子の場合は、父欄は記入せず空欄とし、母欄のみ記入してください。

生年月日は、日本人父母は昭和などの元号で、外国人父母は西暦で記入してください。年齢は子が生まれたときの満年齢を記入してください。

(8) 本籍及び国籍

本籍は戸籍の所在場所のことで、日本国内の住所とは異なる場合がほとんどです。日本人父母間の嫡出子は、父母の戸籍に入るため、父母の本籍と筆頭者を記載どおりに記入してください。日本人と外国籍配偶者間の嫡出子は、日本人父または母の戸籍に入るため、日本人父または母の本籍と筆頭者を記入してください。嫡出でない子は日本人母の戸籍に入るため、母の本籍と筆頭者を記入してください。母が筆頭者となっていない場合は、その他欄に、例えば、『子の出生により、母と子について新戸籍を、東京都品川区品川1丁目2番地に編製し、子が入籍する。』と記入してください。

婚姻届と同時に出生届を提出する場合は、婚姻届を受領されることにより本籍の筆頭者が変わります。また、婚姻届提出の際に本籍を変更した場合は、新しい本籍を記入してください。

本籍の記入は、戸籍に記載されてあるとおりの正確に記入してください。例えば、『2丁目3番地』を、「2の3」や「2-3」のように略したり、『123番地4』を、「123-4」や「123番地の4」のように記入しないでください。

父母の国籍は、子が生まれた時点の父母の国籍を日本語で記入してください。もし、戸籍に記載されている国籍と異なる場合は、申出書の提出が必要になります。

日本の国籍を留保する欄

届出人である父または母が署名をしてください。捺印または拇印(右手親指)は任意です。

届出人欄

該当する口にチェックし、住所は(4)欄、本籍は(6)欄と同様にそれぞれ記入してください。国籍留保と同じように署名をしてください。捺印(拇印)は任意です。

届出人の連絡先及び電話番号欄

届書下の欄外には、届出人の連絡先及び電話番号を英語で記入してください。

出生証明書欄(10)～(15)

出生届二枚折の右側にある出生証明書には何も記入しないでください。